

滋賀労働局発表  
 平成28年3月22日（火）  
 14:00解禁

担 当	滋賀労働局雇用均等室
	室長 佐々木 晃子
	室長補佐 山本 久恵
	地方育児・介護休業指導官 水出 美加子
	TEL: 077-523-1190

## ■女性活躍推進法（※）認定マーク 愛称「えるぼし」に決定■

～県内の応募者の作品が選ばれました！ 3月28日（月）に滋賀局で記念品贈呈式を行います～

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

### ■ポイント

#### 1 女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」 愛称命名者への記念品贈呈式

厚生労働省では、女性活躍推進法に基づく認定マークの愛称を募集し、全国285件の応募作品の中から滋賀県の **廣木 信子さん（守山市在住）** の作品「えるぼし」を選定した。

これを受け、滋賀労働局（局長 辻 知之）では、平成28年3月28日（月）14時10分より、滋賀労働局雇用均等室において**愛称命名者への記念品贈呈式**【下記参照】を行うこととしている。

#### 2 女性活躍推進法で求められる取組

女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、平成28年4月1日までに一般事業主行動計画を策定し、その旨を滋賀労働局に届け出る必要がある。（常時雇用する労働者が300人以下の事業主は努力義務）  
 また、平成28年4月1日から、女性活躍推進法に基づく認定制度が開始される。（制度の詳細は参考資料1、参考資料2）

#### 3 行動計画策定届出状況

滋賀労働局では、平成28年1月より、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出を受け付けている。

なお、平成28年3月28日（月）現在の**最新届出状況**について、上記1の記念品贈呈式に引き続き実施する**定例記者会見**において公表する。

### ■「えるぼし」愛称命名者 記念品贈呈式（当日の取材をお願いします）

日 時：平成28年3月28日（月）14:10～14:30

会 場：滋賀労働局雇用均等室会議室（大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階）

（引き続き14:30より、滋賀労働局定例記者会見を実施）

※なお、同日11:30より、次世代法に基づく認定マーク交付式を、滋賀労働局局長室（大津市御幸町6-6）において実施。

### ■女性活躍推進法に基づく認定マーク 「えるぼし」



第1段階



第2段階



第3段階

#### 【愛称作成者 廣木さんのコメント】

「L」がデザインされた円の上に星が輝くデザインにふさわしく、様々な企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」と、そんな輝く女性が増えていくようにとの願いを込めて「えるぼし」としました。

【参考資料1】平成28年4月1日より「女性活躍推進法」が施行されます！

【参考資料2】「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を取得しましょう！